

平成 29 年 10 月 16 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

第 7 期介護保険事業計画における療養病床、介護医療院等の取り扱いに
関する基本的考え方に関する事務連絡の送付について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 小松 幹一郎

第 7 期介護保険事業（支援）計画における療養病床、介護医療院等
の取扱いに関する基本的考え方に関する事務連絡の送付について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局介護保険計画課より各都道府県介
護保険担当課（室）あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介
して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関
係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

お問い合わせ先
地域医療企画課 担当：松井
横浜市中区富士見町 3 - 1
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail s-matsui@kanagawa.med.or.jp

平成29年9月8日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

第7期介護保険事業（支援）計画における療養病床、介護医療院等の取扱いに関する基本的考え方に関する事務連絡の送付について

本年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」が成立し、新たな介護保険施設として介護医療院が創設されることとなりました。

また、平成29年度は、平成30年度からはじまる第7期介護保険事業（支援）計画が策定される年となっており、国からは「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）」が示され、現在、都道府県及び市町村において計画作成が進められております。

今般、厚生労働省老健局介護保険計画課より、都道府県介護保険担当課（室）あてに、第7期介護保険事業（支援）計画において、療養病床（医療保険適用の療養病床（医療療養病床）及び介護保険適用の療養病床（介護療養病床））から介護保険施設等への転換や、介護医療院の創設の取扱いに関し、必要入所定員総数等や転換の見込み等に関する基本的な考え方を整理した事務連絡が発出されましたので、参考にご送付いたします。

当該事務連絡においては、以下の考えが示されております。

- 医療療養病床、指定介護療養型医療施設から、市町村介護保険事業計画における「認知症対応型共同生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に転換する場合および都道府県介護保険事業支援計画における「介護専用型特定施設入居者生活介護」「介護保険施設」に転換する場合は、必要利用定員・必要入所定員総数にはその増加分は含まれず、施設等の許可の拒否（いわゆる総量規制）の対象とならないこと。【第1項（1）および第3項】
- 転換型介護老人保健施設（※）から介護医療院への転換については必要入所定員総数の増加分には含まれず、施設等の許可の拒否（いわゆる総量規制）の対象とならないこと。【第1（2）および第3項】

※介護老人保健施設（平成18年7月1日から平成30年3月31日までに医療療養病床又は指定介護療養型医療施設から転換して許可を受けたものに限る。）をいう。

- 療養病床からの転換の見込み量を設定する場合は、転換意向調査等を行い、

都道府県や市町村の医療、介護担当者等の関係者による「協議の場」で議論すること。【第2項】

- 介護医療院は平成30年度から開始される新たなサービス種別であることから、介護医療院の必要入所定員総数及び見込み量を設定する必要がある。医療療養病床、指定介護療養型医療施設、転換型介護老人保健施設からの転換は総量規制の対象とならないが、介護医療院を新設する場合（療養病床等以外の病床等から転換する場合も含む）は、必要入所定員総数に基づき総量規制の対象となる。こうしたことを踏まえ、介護医療院の必要入所定員総数は、まずは当該転換による対応を優先した上で、「協議の場」を活用しつつ設定すること。【第4項】

日本医師会といたしましては、道府県及び市町村における「協議の場」や「介護保険事業（支援）計画作成委員会」等へ、都道府県医師会及び郡市区医師会の先生方がご参画いただく際に、療養病床の転換に関し、下記の点をご留意いただきたいと考えております。

- 第7期の都道府県介護保険事業支援計画において、介護医療院の必要入所定員総数として設定する必要があるのは新設分のみです。療養病床および転換型老人保健施設から介護医療院への転換分は必要入所定員総数に含まれず、総量規制の対象外であることから、地域における介護医療院の必要数が転換分で十分対応できると想定される場合は、新設分の整備は必要ありません。
- 第7期の都道府県介護保険事業支援計画においては、介護療養病床及び転換型介護老人保健施設が介護保険制度内での転換であるのに対し、医療療養病床からの転換分は介護保険制度外からの転換であることから、各保険者の介護保険料に影響する可能性もあることにご注意ください。なお、日本医師会としては、介護医療院への転換は、介護療養病床を最優先して行うべきと考えています。

以上、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会および関係会員等への周知につきご高配いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。